

金田公民館附属体育館の利用について

(令和3年3月)

- (1) 公民館附属体育館の利用については、公民館施設の利用に準じますが利用時間は午前9時から午後9時までです。(準備・片付け・清掃の時間を含む)
- (2) 申込みは、利用日の前月1日(ただし、1日が土曜日、日曜日、祝日、休館日に当たる場合は、翌日以降でこれらに当たらない最初の日)からとなります。
- (3) 申込みをする場合は、利用日の7日前までに施設使用料を添えて、必ず利用申込書を提出してください。電話での申込みはできません。
※一旦納付された使用料は原則返還できません。十分な利用計画を立てて利用の申込みをしてください。
- (4) 体育館の利用は、1団体につき原則月3回までです。
ア 附属体育館については、「3時間以内」の利用を1回とします。
イ 4回目以上の利用については、当月の申込の1回分の利用が終了した時点で次の1回分の申込みを受け付けます。
- (5) 体育館専用シューズを使用してください。ボール、ラケット等は利用者が持参してください。なお、フットサルサークルの新規登録は現在受付けておりません。
- (6) 体育館内では、運動時の水分補給(フタ、キャップ付の飲料のみ可)以外の飲食は出来ません。ロビーや幼児室をご利用下さい。
- (7) 50名以上で体育館を利用する際は、幼児室等にシート等を敷いてその上に下足を置くようにしてください。
- (8) ロビーで休憩する場合やトイレに行く場合など、体育館から外に出る際には体育館専用シューズから下足に履き替えてください。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体育館の扉は開放したままでご使用ください。換気装置は、必要に応じて使用してください。

公民館附属体育館の使用料

区 分		使 用 料
体育、レクリエーションを目的とする場合	入場料を徴収しないもの	1時間200円
	入場料を徴収するもの	1時間700円